

役員及び評議員、評議員選任・解任委員の 報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 希望園（以下「この法人」という。）の定款の規定に基づき、役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員、評議員選任・解任委員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 次の職務の費用弁償については、別表1に定める額とする。（但し、関東圏内在住の役員、評議員には、別途定める役員旅費規程に準じて支給することができる。）
 - ① 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への参加
 - ② その他、理事長が必要と認めた業務
- 3 職務のため出張した場合には、別途定める役員旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年11月11日(評議員会議決日)から施行

別表1 費用弁償

	1回につき
理事・監事	3,000円
評議員	3,000円
評議員選任・解任委員	3,000円